

第3期三種町地域福祉計画・  
地域福祉活動計画  
(骨子案)

---

思いやりと 支え合いで  
“あんしん”育む 福祉でまちづくり

---

令和2年 月

三種町

三種町社会福祉協議会





## 目次

第1章 計画の策定にあたって .....	1
1 計画策定の趣旨等 .....	1
(1) 計画策定の趣旨 .....	1
(2) 地域福祉 .....	2
2 「地域福祉計画」・「地域福祉活動計画」とは .....	2
3 福祉に関する国の主な動き .....	3
(1) 地域福祉に関する国の動向 .....	3
(2) 社会福祉法の改正 .....	4
(3) 関連法の創設・改正 .....	5
4 計画の位置付け .....	6
5 計画の期間 .....	7
6 計画の策定体制 .....	7
第2章 三種町の現状と課題 .....	8
1 各種データから見た三種町の現状 .....	8
(1) 人口・世帯数 .....	8
(2) 高齢者の状況 .....	8
(3) 障害者の状況 .....	8
(4) 出生の状況 .....	8
(5) 生活困窮者の状況 .....	8
2 第2期計画における取組みの振り返り .....	9
(1) 事業評価について .....	9
(2) 評価結果 .....	9
(3) 総合評価 .....	12
3 各種調査等 .....	13
(1) アンケート調査 .....	13
(2) ヒアリング .....	13
4 地域福祉を取り巻く課題 .....	14
第3章 三種町が目指す地域福祉の姿 .....	15
1 基本理念 .....	15
2 基本目標 .....	16
基本目標1 自分らしく暮らしていくための支援体制づくり .....	16
基本目標2：安心高める、サービスの基盤づくり .....	16
基本目標3：地域で支え合い、助け合う関係づくり .....	16

基本目標 4：住み続けたいと思える、安全で安心な地域づくり .....	16
3 計画の体系 .....	17
第4章 施策の展開 .....	18
基本目標 1 自分らしく暮らしていくための支援体制づくり .....	18
施策 1-1 包括的な支援体制の構築 .....	18
施策 1-2 生きづらさを抱える人への支援 .....	18
基本目標 2 安心を高める、サービスの基盤づくり .....	18
施策 2-1 多機関の連携・協働によるサービスの向上 .....	18
施策 2-2 適切で利用しやすいサービス提供の推進 .....	19
基本目標 3 地域で支え合い、助け合う関係づくり .....	19
施策 3-1 福祉教育の推進 .....	19
施策 3-2 住民同士の支え合い活動の推進 .....	19
基本目標 4 住み続けたいと思える、安全で安心な地域づくり .....	20
施策 4-1 防災・防犯の地域づくり .....	20
施策 4-2 共生の地域づくり .....	20
第5章 成年後見制度利用促進計画 .....	21
1 背景 .....	21
2 計画期間 .....	21
3 成年後見制度利用促進に向けた施策 .....	22
(1) 権利擁護のための地域連携ネットワーク及び中核機関の整備 .....	22
(2) 市民後見人の育成・活動の推進 .....	23
(3) 成年後見制度の利用支援 .....	23
① 町長申立て .....	23
② 費用助成 .....	23
第6章 計画の推進にあたって .....	24
1 計画の周知・啓発 .....	24
2 協働による推進体制 .....	24
(1) 町・社会福祉協議会の連携強化 .....	24
(2) 関係機関との連携強化 .....	24
3 計画の進捗状況の管理・評価 .....	24
資料編 .....	25
1 計画策定の経過 .....	25
2 三種町地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会設置要綱 .....	25
3 策定委員会委員・作業部会員・事務局名簿 .....	25
4 用語解説 .....	25

# 第1章 計画の策定にあたって

## 1 計画策定の趣旨等

### (1) 計画策定の趣旨

近年、本格的な少子高齢化及び人口減少社会の到来、核家族化の急速な進行、個人の価値観やライフスタイルの多様化等により、かつてあった地域での人と人とのつながりが希薄化し、家庭や地域内での支え合う力が弱まり、地域で孤立して生活する人が増加しています。

また、支援が必要な高齢者、特に一人暮らしの高齢者の世帯の増加や高齢者等の孤独死、ひきこもり、子育て家庭の孤立、貧困、児童虐待など、地域で起こる生活課題は複雑かつ深化しており、これまでの公的サービスだけでは十分な対応が難しくなっており、サービスの隙間、制度の狭間を埋める取組みが必要となってきています。

そのような中、三種町の現状をみると、地域福祉を担ってきた福祉職やボランティア団体、そして自治会活動の担い手も高齢化が進み、今後、新たな担い手をどう育成していくかということが大きな課題となっており、これからの地域福祉のあり方として、行政と社協だけで推進していくのではなく、地域住民や関係団体・事業者等と連携・協力して対応していく必要があります。

三種町と町社協では、地域福祉の推進に連携して取り組むため、平成22年より行政計画である「地域福祉計画」と町社協が民間の活動計画として定める「地域福祉活動計画」を一体的に策定し、様々な施策に取り組んできました。

本町を取り巻く現状を踏まえ、誰もが地域の中で孤立したり、差別や排除を受けることなく、自分らしく安心して暮らすことができるよう、引き続き地域福祉の取組みを着実に進めていくため「第3期地域福祉計画・地域福祉活動計画」を策定します。



## (2) 地域福祉

地域福祉とは、住み慣れた地域で、家族、近隣の人々、知人などとの関係を保ち、自分の能力を生かしながら、自分らしく安心して暮らしていけるよう、地域住民や公私の福祉関係者が相互に協力して地域社会の生活課題・福祉課題の解決に取り組む考え方をいいます。

地域の中には、高齢者、障がい者、子育てや介護、病気などで悩みを抱えている人など様々な人が生活しており、それぞれの悩みや問題全てを本人や家族だけ、あるいは既存の公的や民間のサービスだけで対応することは困難です。

生活を営む場所としてのこの地域が、住民にとって住みよい場所となるためには、公的な支援や福祉サービスといった「公助」だけではなく、家族を含めた自らの力で問題を解決する「自助」や、隣近所や住民同士で助け合う「互助」、地域で組織的に支え合う「共助」のそれぞれの働きが生き、そして、バランスよく連携・協働する仕組みの構築が重要になります。



## 2 「地域福祉計画」・「地域福祉活動計画」とは

「地域福祉計画」は、社会福祉法第107条の規定に基づき、地域福祉を総合的かつ計画的に推進することを目的に市町村が策定する行政計画です。高齢、介護、障がい、児童、保健医療など各分野における計画の上位計画として位置付けられます。

一方、「地域福祉活動計画」は、同法第109条の規定で地域福祉の推進役として位置付けられた社会福祉協議会が主体となり、住民、地域福祉関係者、社会福祉事業（福祉サービス）経営者などが相互に協力して策定する地域福祉の推進を目的とした民間の活動・行動計画です。

両計画は、共に地域福祉の推進を目指すものであり、その策定に際しては内容を一部共有する、策定過程を共有するといった相互連携が重要となります。また、施策や活動をより効率的・効果的に実施していく観点からも、三種町では平成22年策定の第1期計画より、町と町社協が協力して両計画を一体的に策定しています。

### 3 福祉に関する国の主な動き

第3期計画を策定するに当たっては、地域福祉を取り巻く状況だけでなく、国が目指す『地域共生社会の実現』に向けた取組みも踏まえて、目標や施策を検討していく必要があります。

#### (1) 地域福祉に関する国の動向

平成28年6月に閣議決定された「ニッポン一億総活躍プラン」では、誰もが活躍できる一億総活躍社会を作るための具体的な取組みの一つとして、『地域共生社会の実現』という方向性が示されました。

「地域共生社会」は、「子ども・高齢者・障がい者など全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる社会」と定義され、制度ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や多様な主体が「我が事」として参画し、支え合いながら、自分らしく生きていける地域コミュニティの仕組みを構築していこうというものです。

また、地域共生社会の実現に向け、平成28年7月に厚生労働省に「『我が事・丸ごと』地域共生社会実現本部」が設置され、その部会である「地域における住民主体の課題解決力強化・相談支援体制の在り方に関する検討会（略称：地域力強化検討会）」において、具体的な検討が進められてきました。

そして、平成29年9月に最終報告が公表され、次の5つの視点を重視しながら地域共生社会を目指すべきことが方向性として示されました。

#### 今後の方向性

- ◆それぞれの地域で共生の文化を創出する挑戦〈共生文化〉
- ◆すべての地域の構成員の参加・協働〈参加・協働〉
- ◆重層的なセーフティネットの構築〈予防的福祉の推進〉
- ◆包括的な支援体制の整備〈包括的支援体制〉
- ◆福祉以外の分野との協働を通じた、「支えて」「受け手」が固定されない、参加の場、働く場の創造〈多様な場の創造〉

## (2) 社会福祉法の改正

「『我が事・丸ごと』地域共生社会実現本部及び「地域力強化検討会」での検討を経て、平成29年6月に「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」において社会福祉法の一部改正が行われ、平成30年4月に施行されました。第3期計画の策定に際してポイントとなる改正の概要は次のとおりです。

### ①地域福祉の理念（第4条第2項） \*新設

地域住民等は本人及びその世帯に着目し幅広く生活を捉え、包括的に地域生活課題を把握し、支援関係機関と連携して解決を図るよう特に留意することとされました。

### ②地域福祉推進に関する国・地方公共団体の責務（第6条第2項） \*新設

国・地方公共団体は、地域住民等が地域生活課題を把握し、支援関係機関の連携等によりその解決を図る施策その他地域福祉の推進のために必要な措置を講ずるよう努めることとされました。

### ③包括的な支援体制の整備（第106条の3第1項） \*新設

市町村は、次の取組みを通じて包括的な支援体制の整備の推進に努めることとされました。

〈第1号〉

- ◆地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援
- ◆地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備
- ◆地域住民等に対する研修の実施その他の地域福祉を推進するための環境の整備

〈第2号〉

- ◆地域住民等が自ら他の地域住民が抱える地域生活課題への相談に応じ、情報提供及び助言を行い、支援関係機関に対し、協力を求めることができる体制の整備

〈第3号〉

- ◆多機関の協働による包括的な相談支援体制の構築

### ④市町村地域福祉計画（第107条） \*改正

地域福祉計画は、高齢、障がい、児童等の福祉の各分野における共通的な事項を横断的に記載する上位計画として位置付けられました。

### (3) 関連法の創設・改正

第2期計画の初年度である平成27年度に前後して、地域福祉を取り巻く環境は大きく変化しました。特に、多くの法律が創設・改正されたことにより、新たな政策課題が提示されています。概要は次のとおりです。

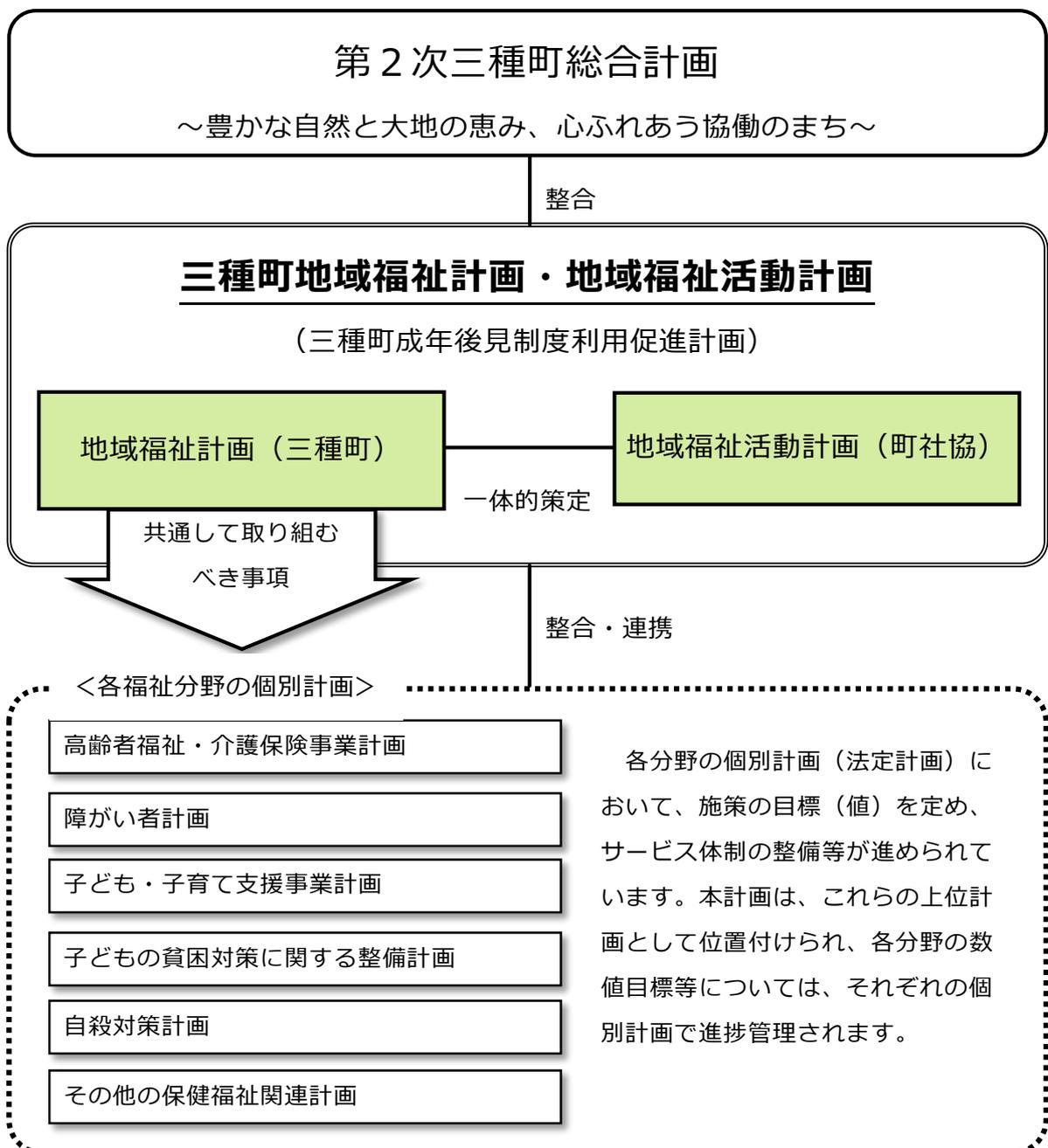
施行	法律名	概要
平成26年 4月	障害者総合支援法	従来の障害者自立支援法を改正・改称し、障害者定義に難病者を追加、グループホームとケアホームの一元化等
	医療介護総合確保推進法	効率的かつ質の高い医療提供体制、地域包括ケアシステムの構築を目指し、介護保険法や医療法等を大規模に改正
平成27年 4月	生活困窮者自立支援法	生活保護受給者以外の生活困窮者を対象として就職、住まい、家計など暮らしに関する支援の提供等。市町村計画の策定は法定化されていないが、国通知等では地域福祉計画との一体策定を推奨
	介護保険法	新しい地域支援事業の実施、地域における介護予防を協議する「協議体」の設置等
	子ども・子育て支援法	幼稚園、保育所などの費用を「教育・保育給付」として一元化、市町村子ども・子育て支援事業計画の策定等
平成28年 4月	障害者差別解消法	障がいを理由とする差別的取扱いの禁止、合理的配慮の提供、差別解消支援地域協議会の設置等
	自殺対策基本法	市町村における自殺対策基本計画の義務化、都道府県と政令市への「地域自殺対策推進センター」設置など。法改正に伴い、市町村計画の策定が義務化
	5月	成年後見制度利用促進法
令和元年 10月	子ども・子育て支援法	(改正) 全ての3～5歳児と住民税非課税世帯の0～2歳児の幼児教育・保育料無償化等

## 4 計画の位置付け

本計画は、本町の最上位計画である「三種町総合計画」に基づく福祉分野の上位計画として、地域福祉を推進するための基本的な考え方や高齢者、障がい者福祉、子ども・子育て支援、その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項を定めるものです。

各福祉分野の個別計画や教育、防災等の他の関連計画との整合性・連携を図りながら、地域住民の参加と協力を基本として、地域福祉の向上を図ることを目的とします。

### 〈本計画の位置付け〉



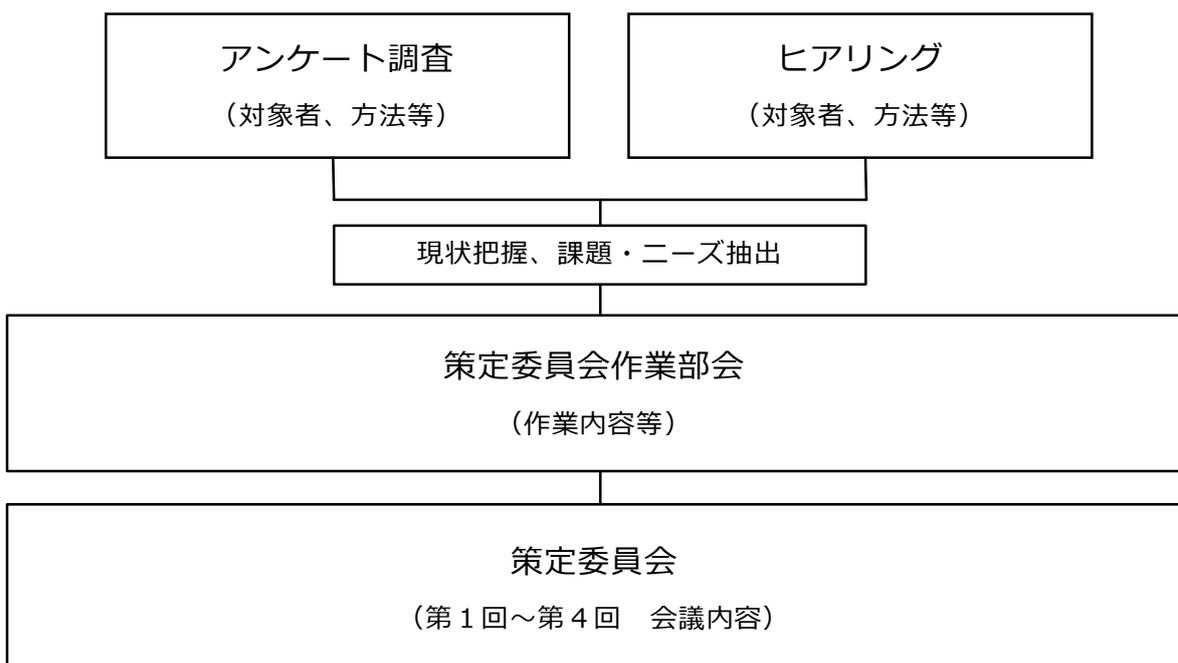
## 5 計画の期間

本計画の期間は、2020年度（令和2年度）から2024年度（令和6年度）までの5カ年とします。なお、社会状況の変化や関連計画との調整、国・県の動向を踏まえ、必要に応じて見直しを行います。

2019年度 (令和元年度)	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)
第2期		第3期三種町地域福祉計画・地域福祉活動計画			
			中間年に評価		

## 6 計画の策定体制

本計画は、地域福祉活動の実践者、福祉関連団体・事業者等にアンケート及びヒアリングを通じて参画を得た上で、地域福祉に関する識見を有する者で構成する「三種町地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会」における検討を経て、策定を行いました。



## 第2章 三種町の現状と課題

### 1 各種データから見た三種町の現状

---

(1) 人口・世帯数

---

(2) 高齢者の状況

---

(3) 障害者の状況

---

(4) 出生の状況

---

(5) 生活困窮者の状況

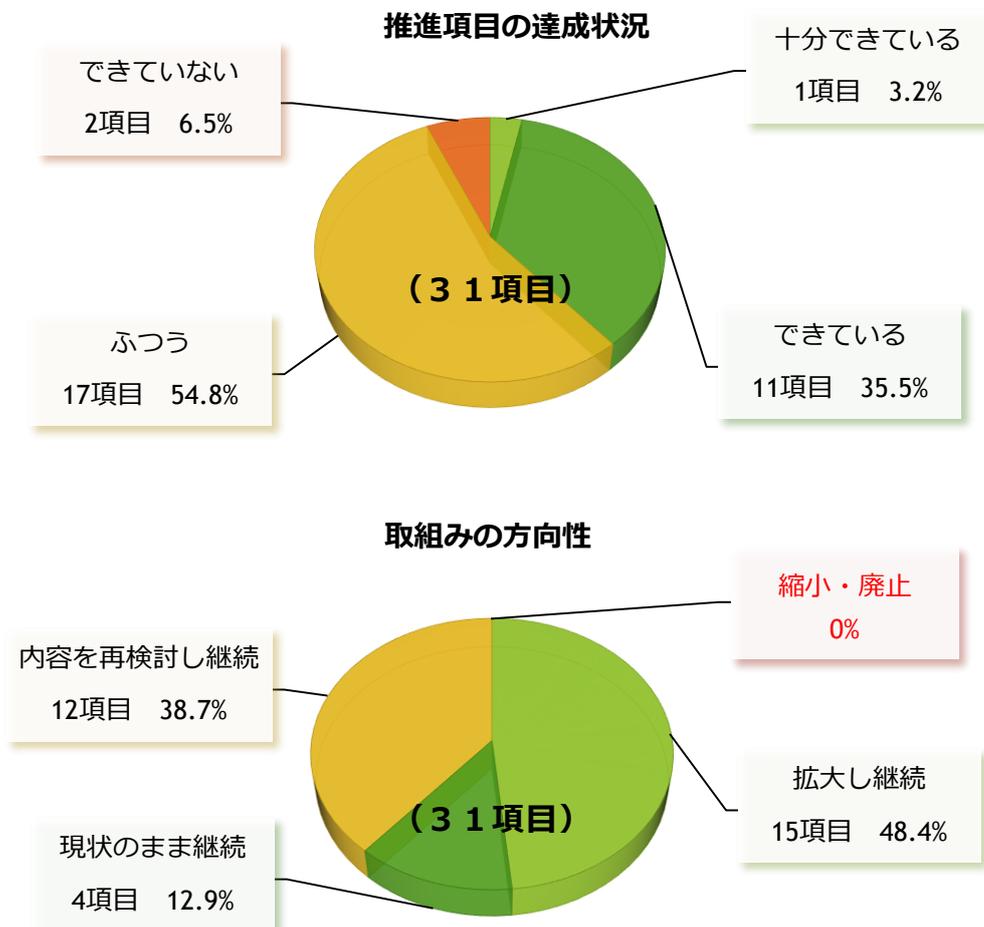
## 2 第2期計画における取組みの振り返り

### (1) 事業評価について

平成27年度を始期とする第2期三種町地域福祉計画・地域福祉活動計画（以下「第2期計画」といいます。）においては、『“あんしんと共に生きる”福祉でまちづくり～地域福祉推進システムの構築～』を基本理念に据え、基本目標として①みんなで支え合うあんしんの仕組みづくり、②みんなの暮らしを支えるあんしんのサービスづくり、③みんなでつながるあんしんの担い手づくり、④みんなで助け合うあんしんの地域づくりの4つを掲げました。

また、基本目標ごとに推進目標（2つ）と具体的な取組みとして推進項目（3～5）を掲げる構成となっています。この推進項目の達成状況とニーズ、今後の取組みの方向性について評価を行いました。

### (2) 評価結果



■第2期計画事業評価一覧

基本目標	推進目標	推進項目	達成状況		
			評価	ニーズ	方向性
基本目標1 みんなで支え合う あんしんの仕組みづくり	(1) 地域福祉相談支援体制の構築	①総合相談支援窓口の整備	★★★★☆ (できている)	★★★★★ (非常に高い)	拡大し継続
		②アウトリーチによるニーズ把握と伴奏型支援の推進	★★★★☆ (できている)	★★★★☆ (高い)	現状のまま継続
		③連携協働の仕組みづくり	★★★★☆ (ふつう)	★★★★☆ (高い)	内容を再検討し継続
		④コミュニティソーシャルワークを展開するシステムの開発	★★★☆☆ (ふつう)	★★★★☆ (高い)	内容を再検討し継続
	(2) 生きづらさを抱える方々への支援	①成年後見制度等の推進	★★★★★ (十分できている)	★★★★★ (非常に高い)	拡大し継続
		②日常生活自立支援事業等の推進	★★★★☆ (できている)	★★★★★ (非常に高い)	拡大し継続
		③虐待防止活動の推進	★★★☆☆ (ふつう)	★★★★★ (非常に高い)	拡大し継続
		④生活困窮に起因する多様な問題への支援	★★★☆☆ (ふつう)	★★★★☆ (高い)	拡大し継続
基本目標2 みんなの暮らしを支える あんしんの	(1) サービスの総合確保と質の向上	①情報提供・体制の整備	★★★☆☆ (ふつう)	★★★★☆ (高い)	拡大し継続
		②現状のサービスの検証	★★★☆☆ (ふつう)	★★★★☆ (高い)	内容を再検討し継続
		③サービスの総合確保	★★★★☆ (できている)	★★★★☆ (高い)	拡大し継続
		④サービス提供事業所間のネットワーク化の支援	★★★☆☆ (ふつう)	★★★★☆ (高い)	拡大し継続

サービスづくり	(2) 生活支援サービスの創出	①生活ニーズの把握	★★★★☆ (ふつう)	★★★★☆ (高い)	内容を再検討し継続
		②新規サービスの創出	★★★★☆ (できている)	★★★★☆ (高い)	内容を再検討し継続
		③住民主体の生活支援サービスの創出	★★★★☆ (できている)	★★★★☆ (高い)	内容を再検討し継続
		④ボランティア、NPO等の活動の支援	★★★★☆ (ふつう)	★★★★☆ (高い)	拡大し継続
		⑤インフォーマルサービスのつながりの推進	★★★★☆ (ふつう)	★★★☆☆ (ふつう)	現状のまま継続
基本目標3 みんなでつながる あんしんの担い手づくり	(1) 福祉教育の推進	①学校における福祉教育の推進	★★★★☆ (できている)	★★★★★ (非常に高い)	拡大し継続
		②地域における福祉教育の推進	★★★★☆ (できている)	★★★★☆ (高い)	拡大し継続
		③福祉専門職に対する福祉教育の推進	★★★★☆ (ふつう)	★★★★☆ (高い)	拡大し継続
		④広報活動による福祉教育の推進	★★★★☆ (ふつう)	★★★☆☆ (ふつう)	内容を再検討し継続
	(2) 住民同士の支え合い活動の推進	①地域の中核となる人材(世話役さん・リーダーや協力員)の育成	★★★★☆ (ふつう)	★★★★☆ (高い)	拡大し継続
		②見守りネットワーク活動の推進	★★★★☆ (できている)	★★★★★ (非常に高い)	拡大し継続
		③小地域の支え合い活動の担い手育成	★★★★☆ (ふつう)	★★★★☆ (高い)	内容を再検討し継続
基本目標4 みんなで	(1) 防犯・防災の地域づくり	①住民相互の防犯意識の向上	★★★★☆ (ふつう)	★★★☆☆ (ふつう)	現状のまま継続

助け合う あんしんの地域づくり		②避難訓練(防災訓練)の実施	★★☆☆☆ (できていない)	★★★★★ (非常に高い)	内容を再検討し継続
		③災害時要援護者の把握と避難支援	★★★☆☆ (ふつう)	★★★★☆ (高い)	内容を再検討し継続
		④災害時におけるボランティアセンターの設置	★★★☆☆ (ふつう)	★★★★☆ (高い)	内容を再検討し継続
	(2) 共生の地域づくり	①心のバリアフリーの推進	★★★★☆ (できている)	★★★★★ (非常に高い)	拡大し継続
		②建物のバリアフリー化の推進	★★☆☆☆ (できていない)	★★★★☆ (高い)	内容を再検討し継続
		③地域の支え合い活動の組織化	★★★★☆ (できている)	★★★★☆ (高い)	現状のまま継続

※作業部会における事業評価として、策定委員会に報告したものを。

### (3) 総合評価

第2期計画の推進項目の達成状況としては、31項目中「十分できている」が1項目(3.2%)、「できている」が11項目(35.5%)、「ふつう」が17項目(54.8%)で、「できていない」が2項目(6.5%)となっています。

その主な取組実績としては、地域包括支援センターの増員による相談体制の強化のほか、権利擁護分野では、平成28年に、社協「権利擁護センター」を設置し、法人後見業務や市民後見人養成など能代山本管内で先駆けとなる取組みを進めてきました。また、児童福祉分野では、平成27年度より学校給食費減免を第1子、第2子に拡大するとともに、平成28年度には第2子以降の保育料無料化、福祉医療の高校生までの拡大を実施し、子育て世代に対する就学前から就学後までの一貫した支援体制の強化を図りました。

おおむね第2期計画の基本理念や基本目標等に沿って施策を展開することができましたが、マイナス評価であった「避難訓練(防災訓練)の実施」「建物のバリアフリー化の推進」の2つについては、安心安全な地域づくりに欠かせない課題であることから、取組み内容を再検討の上、引き続き推進していく必要があると考えます。

また、推進項目の今後の取組みの方向性については、31項目中「拡大し継続」が15項目（48.4%）、「現状のまま継続」が4項目（12.9%）、「内容を再検討し継続」が12項目（38.7%）、「廃止・縮小」はゼロとなっています。

第3期計画で定める目標・重点施策等は、施策の一貫性及び継続性の観点から、第2期計画を踏襲しつつ、社会福祉法等の関係法令により新たに町・社会福祉協議会に課せられた新たな役割や、地域の現状や将来予測を踏まえながら、地域の中で支援を必要としている人を地域の中ですくい上げ、そして必要な支援につなげていけるよう、全編にわたり必要な見直しを行うこととします。

### 3 各種調査等

---

#### (1) アンケート調査

#### (2) ヒアリング

## 4 地域福祉を取り巻く課題

人口減少や少子高齢化による社会経済環境の変化に伴い、地域の中には複雑かつ多様な福祉課題が増えています。たとえば、共働き世帯の増加による「子育てニーズや介護ニーズの多様化」、高齢の親と中年の子どもの世帯で家計の柱が年金収入のみという「8050問題」、家族の扶養能力の低下や関係性の希薄化による「身元保証や医療同意」をめぐる課題、「認知症」により社会生活上の各種契約を単独で行うことが難しい人たちの増加、「子どもの貧困問題」の顕在化と貧困の世代間連鎖という課題、「障がい者の就労支援や社会参加」に関する課題、「生きづらさ」を抱えて社会生活に適応できず様々な葛藤の中で生活している人たちの課題など、地域には様々な人たちが暮らしており、それぞれに抱える課題も多種多様で内容的にも重く、簡単には解決・緩和の難しいものが増えています。

これらの課題は、その発生原因や背景も多種多様であり、未然防止から早期発見・早期対応を目指す予防的福祉の観点も踏まえ、①地域住民の見守りや支え合いによる小地域ネットワーク活動の推進、②地域住民及び地域の様々な関係者による包括的な支援体制の構築、③地域を基盤とした総合的な相談支援活動であるコミュニティソーシャルワーク実践、などの総合的な展開がこれまで以上に重要になってきます。第2期計画の評価、アンケート調査、関係団体等ヒアリングの結果も総じて同様の方向性を示唆しています。現下の多様化する地域福祉の課題に対し、先に掲げた様々な活動をさらに推し進めることで地域福祉の推進を図り、地域共生社会の実現を目指す不断の取組みが必要となります。

### 【地域福祉の主な課題】

- ・ 子育てニーズや介護ニーズの多様化
- ・ 8050問題
- ・ 身元保証や医療同意
- ・ 認知症
- ・ 子どもの貧困問題
- ・ 障がい者の就労支援や社会参加
- ・ 生きづらさ 等

## 第3章 三種町が目指す地域福祉の姿

各種データやアンケート調査等、三種町地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会のご意見等をもとに、次のとおり本計画の基本理念と基本目標を定めました。

### 1 基本理念

#### 思いやりと 支え合いで “あんしん”育む 福祉でまちづくり ～孤立と排除のない地域づくりを目指して～

本町の地域福祉の現状は、少子高齢化や核家族化が進行する中で、家庭の扶養能力や地域の相互扶助機能が弱体化し、支援を必要とする人にとっては厳しい状況にあるといえます。

一方で、地域や暮らしの中で生じる福祉課題は、複雑・多様化しており、住み慣れた地域で安心して生活していくためには、公的サービスの充実のみならず、福祉の担い手の確保や地域活動の活性化、住民や民間事業者をはじめ多くの主体による地域福祉への参画と連携強化が重要となっています。

地域福祉課題への対応は、福祉の領域を超えた「持続可能な地域づくり」に通じるものでもあり、これは、第2期計画の基本理念にある「誰もが地域の中で孤立することなく、生涯を通じて安心して暮らせるまちづくり」をさらに推し進めることによって実現できるものと考えます。

第3期計画では、行政、社会福祉協議会、関係団体、住民が共に目指す地域福祉の姿を「思いやりと支え合いで “あんしん”育む福祉でまちづくり～孤立と排除のない地域づくりを目指して～」とし、誰もが社会的な差別や偏見を受け、あるいは疎外されることなく、困ったときは支え合い、助け合い、安心して暮らすことができる「共生社会の実現」を目指します。

## 2 基本目標

---

**基本目標 1 自分らしく暮らしていくための支援体制づくり**

---

**基本目標 2 : 安心高める、サービスの基盤づくり**

---

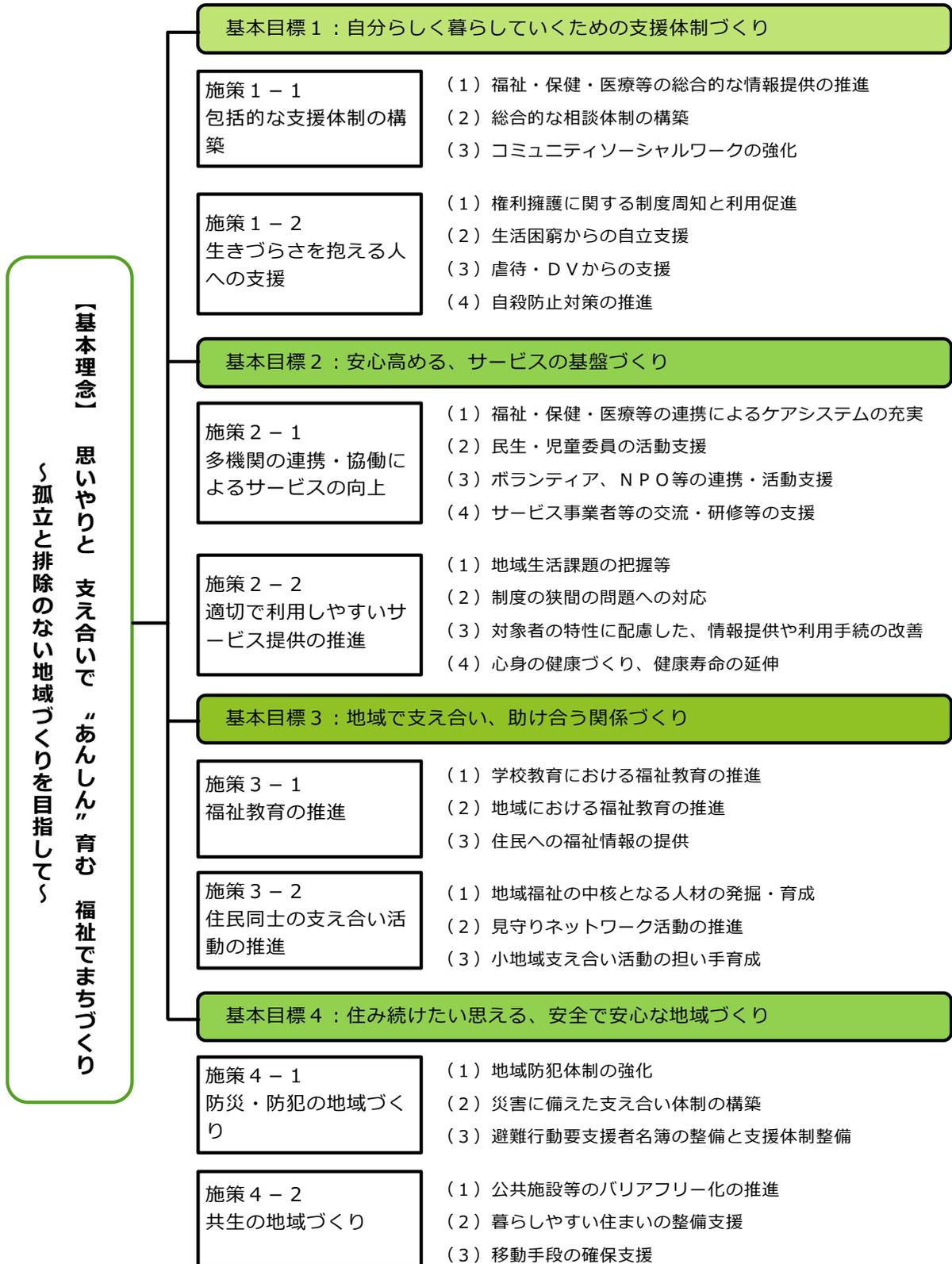
**基本目標 3 : 地域で支え合い、助け合う関係づくり**

---

**基本目標 4 : 住み続けたい思える、安全で安心な地域づくり**

### 3 計画の体系

以下の施策体系により、地域福祉の推進に取り組みます。



## 第4章 施策の展開

### 基本目標1 自分らしく暮らしていくための支援体制づくり

#### 施策1-1 包括的な支援体制の構築

- (1) 福祉・保健・医療等の総合的な情報提供の推進
- (2) 総合的な相談体制の構築
- (3) コミュニティソーシャルワークの強化

#### 施策1-2 生きづらさを抱える人への支援

- (1) 権利擁護に関する制度周知と利用促進
- (2) 生活困窮からの自立支援
- (3) 虐待・DVからの支援
- (4) 自殺防止対策の推進

### 基本目標2 安心を高める、サービスの基盤づくり

#### 施策2-1 多機関の連携・協働によるサービスの向上

- (1) 福祉・保健・医療等の連携によるケアシステムの充実
- (2) 民生・児童委員の活動支援
- (3) ボランティア、NPO等の連携・活動支援

(4) サービス事業者等の交流・研修等の支援

---

## 施策 2 - 2 適切で利用しやすいサービス提供の推進

(1) 地域生活課題の把握等

(2) 制度の狭間の問題への対応

(3) 対象者の特性に配慮した、情報提供や利用手続の改善

(4) 心身の健康づくり、健康寿命の延伸

## 基本目標 3 地域で支え合い、助け合う関係づくり

---

### 施策 3 - 1 福祉教育の推進

(1) 学校教育における福祉教育の推進

(2) 地域における福祉教育の推進

(3) 住民への福祉情報の提供

---

### 施策 3 - 2 住民同士の支え合い活動の推進

(1) 地域福祉の中核となる人材の発掘・育成

(2) 見守りネットワーク活動の推進

(3) 小地域支え合い活動の担い手育成

## 基本目標 4 住み続けたいと思える、安全で安心な地域づくり

---

### 施策 4 - 1 防災・防犯の地域づくり

- (1) 地域防犯体制の強化
  - (2) 災害に備えた支え合い体制の構築
  - (3) 避難行動要支援者名簿の整備と支援体制整備
- 

### 施策 4 - 2 共生の地域づくり

- (1) 公共施設等のバリアフリー化の推進
- (2) 暮らしやすい住まいの整備支援
- (3) 移動手段の確保支援

## 第5章 成年後見制度利用促進計画

### 1 背景

成年後見制度とは、認知症、知的障がい、精神障がい、発達障がいなどのため、自分ひとりで物事を判断する能力が十分でない人について、家庭裁判所によって選任された成年後見人等が財産の管理や福祉サービス等の契約を行い、本人の権利を守り生活を支援する制度です。

平成28年5月に「成年後見制度の利用の促進に関する法律（以下「利用促進法」といいます。）」が施行され、市町村それぞれが、国の基本計画を踏まえながら、成年後見制度の利用促進に関する基本的な計画を定めるよう努力義務が課されました。

これを機に、本町では権利擁護に関する取組みを一層強化するため、同年10月、社会福祉協議会に三種町権利擁護センターを開設して体制整備を図るとともに、成年後見制度に関する相談支援や日常生活自立支援事業との利用調整、法人後見業務等を積極的に展開してきました。また、平成30年度からは県内でも早い取組みとなる市民後見人の養成にも着手しました。

地域福祉計画・地域福祉活動計画においては、平成22年策定の第1期計画及び平成27年策定の第2期計画においても、既に成年後見制度の利用促進が今後推進すべき事項として位置づけられてきましたが、利用促進法の中で市町村に一定の役割が付与されたことを受け、誰もが住み慣れた地域で自分らしく暮らしていけるよう、支援体制の一層の強化を目指し「三種町成年後見制度利用促進計画」を策定することとしました。

### 2 計画期間

国の基本計画は、平成29年度から令和3年度までのおおむね5年間で定められていますが、本町の計画は第3期地域福祉計画・地域福祉活動計画と合わせ、令和2年度から令和6年度までの5年間で計画期間とします。

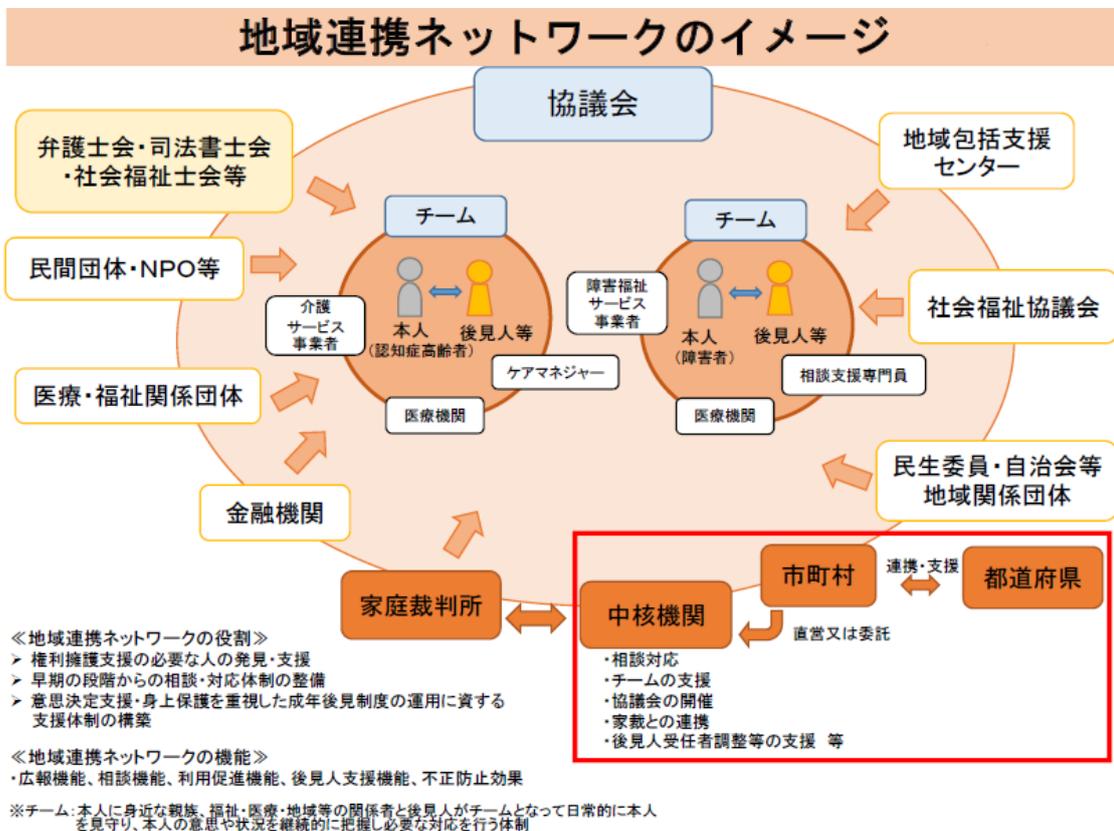
### 3 成年後見制度利用促進に向けた施策

#### (1) 権利擁護のための地域連携ネットワーク及び中核機関の整備

権利擁護の支援を必要とする人を地域で発見し、必要な支援に確実に結びつけていくため、親族や法律、福祉、医療、地域団体等が連携・協力する「地域連携ネットワーク」の体制づくりに取り組めます。

地域連携ネットワークは、「本人を後見人とともに支える『チーム』による対応」と「地域における『協議会』等の体制づくり」の二つの基本的仕組みを有するものとして構築し、これを適切に運営していくための「中核となる機関」の設置が必要となります。この中核となる機関として「三種町成年後見支援センター（仮称）」を設置し、地域連携ネットワークに関係する団体等とのコーディネートや対応強化の推進役としての役割を担わせることとします。

また、地域連携ネットワーク及び中核機関には、①広報、②相談、③成年後見制度利用促進、④後見人支援の4つの機能を段階的・計画的に整備するとともに、⑤後見人等の不正防止効果にも配慮していきます。



〈内閣府 成年後見制度利用促進基本計画のポイントより抜粋〉

---

## **(2) 市民後見人の育成・活動の推進**

これから迎える超高齢社会の中において、家庭の扶養能力や地域での助け合い機能が低下し、成年後見制度のニーズは高まっていくと予想されます。そうした場合、将来的に後見人となりうる人材を地域で確保できない可能性があります。

このため、三種町成年後見支援センター（仮称）において、身近な権利擁護の担い手として期待される市民後見人の育成に継続して取り組みます。また、成年後見人として活動していくために必要な知識・スキルの習得を目的とした研修会や事例検討の場などを設け、市民後見人が適切に活動できるよう支援し、活用の推進を図ります。

---

## **(3) 成年後見制度の利用支援**

---

### **① 町長申立て**

判断能力が十分でなく、かつ親族等から支援が受けられない人に対しては、町長が代わって審判の申立てを行うこととなります。町長申立ての手続は、三種町成年後見支援センター（仮称）や地域包括支援センター等の関係機関と情報共有を図り、適切かつ円滑な制度利用につなげていきます。

---

### **② 費用助成**

成年後見制度の利用を必要とする人で、その費用の負担が困難であるものに対し、申立て費用や後見人等に対する報酬の助成を行い、必要なときに制度を利用できるよう支援を行います。

## 第6章 計画の推進にあたって

### 1 計画の周知・啓発

本計画を効果的に推進し、基本理念の目指す地域づくりを実現するためには、町、社会福祉協議会の取り組みだけでは不十分であり、住民や各種団体、事業者などの主体的な取り組みが不可欠です。そのため、本計画の考え方や重点施策等についてご理解いただき、共に実践していただけるよう、広報紙、ホームページ等を通じて計画内容を公表するとともに、福祉フォーラム等の開催や地域での会合等の機会も捉えて周知・啓発に努めます。

### 2 協働による推進体制

#### (1) 町・社会福祉協議会の連携強化

本計画は、行政の「地域福祉計画」と社会福祉協議会の「地域福祉活動計画」を一体的に策定したものです。そのため、町と社会福祉協議会が車の両輪のように連携を図りながら、本計画の推進役と住民や各種団体、事業者との調整役としての役割を一層強化し、地域福祉を推進していきます。

#### (2) 関係機関との連携強化

本計画を推進し、支援を必要とする人のニーズに合った施策を展開していくため、地域福祉の担い手である民生・児童委員や自治会、福祉施設、医療機関等、様々な関係機関・団体との連携強化を図りながら、地域福祉活動の拡大を図っていきます。

### 3 計画の進捗状況の管理・評価

本計画に基づく地域福祉の取り組みを効果的かつ継続的に推進していくために、三種町地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会において、中間年に地域福祉の進捗状況の評価を行い、本計画の推進につながるよう努めます。また、国の福祉施策の動向や地域の状況等を見極めながら、必要な見直しを協議します。

## 資料編

### 1 計画策定の経過

### 2 三種町地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会設置要綱

### 3 策定委員会委員・作業部会員・事務局名簿

### 4 用語解説

---

## 第3期三種町地域福祉計画・地域福祉活動計画

編集・発行 三種町福祉課  
〒018-2401 秋田県山本郡三種町鶴川字岩谷子8番地  
TEL 0185-85-2190 FAX 0185-85-2178

社会福祉法人 三種町社会福祉協議会  
〒018-2303 秋田県山本郡三種町森岳字上台93番地5  
TEL 0185-72-4400 FAX 0185-83-3200

---

